

# 京極町農業委員会総会議事録

(第12回令和3年8月26日)

京極町農業委員会

# 京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月26日 午後1時30分から2時5分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 ( 12 人)

- 1 番 中村明彦
- 2 番 粥川一也
- 3 番 酒井勇一
- 4 番 熊谷 聡
- 5 番 藤波秀博
- 6 番 横川順行
- 7 番 行天英宏
- 8 番 小山憲一
- 9 番 小柳光義
- 10 番 清本勝彦
- 11 番 船場 茂
- 12 番 後藤耕藏

4. 欠席委員 ( 0 人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 報告第1号 総会諸報告について
- 第3 報告第2号 農地移動斡旋委員会の経過について
- 第4 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定に基づく買入協議の要請について
- 第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地史博

会計年度任用職員 菅野 梓

## 7. 会議の概要

開会時間 午後1時30分

後藤会長

これより第12回京極町農業委員会総会を開会いたします。  
皆様方、農作業に入って忙しいところ出席頂きありがとうございます。今日は2時から農地パトロールで町内を回ることになってますので宜しくお願いいたします。

事務局長

本日の出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、11番船場委員、1番中村委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

### 【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第11回京極町農業委員会総会を、令和3年7月21日に京極町役場議員控室にて開催しております。

2、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会（幹旋委員会）を、8月6日に京極町役場町民室にて開催しております。内容については、申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。調査員については、小山委員、船場委員、事務局で対応しております。

3、農地法第5条調査を、8月19日に熊谷委員、後藤委員、清本委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号につきましては以上となります。

議長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地移動斡旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 **【農地移動斡旋委員会の経過について、議案書朗読及び説明】**

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき斡旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和3年8月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。斡旋経過、別紙経過報告による。

今回の斡旋協議につきましては、利用調整の結果、直接売買を行わず農地売買等支援事業である農地保有合理化事業を利用することとして事務手続きを進めることになっております。なお、議案書2ページの斡旋委員会の経過については、委員長より報告をお願いいたします。

議長 報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過について、1番を小山委員より報告をお願いします。

小山委員 **【報告書朗読及び説明】**

それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。

斡旋年月日は、令和3年8月6日金曜日午前11時30分。

開催場所は、京極町役場町民室。

当事者は、申出者が、〇〇〇〇さん。相手方が、〇〇〇〇さん。

申出農地面積は、字〇〇 〇〇番〇の現況畑で〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。

斡旋の結果につきましては、利用調整を行い農地売買等支援事業に移行して売買を進めることになりました。

以上です。

議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

藤波委員 売買価格の調整はしていないのか。

事務局長 調整しております。まだ事業採択される前の段階ですので正式決定されていない予定となりますが、売買価格は〇〇円で進めていくということで申し合わせしております。過去の様式を参考に議案書を作成しましたが、金額が載っていない

形で説明が不十分でありましたので、次回以降、あっせん経過の中で予定金額について記載して説明できるよう改めたいと思います。

議 長 他にご発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地移動斡旋委員会の経過について」を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定に基づく買入協議の要請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案書に基づいて、買入協議の要請について朗読・説明】**

議案書3ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定に基づく買入協議の要請についてご審議願います。

下記のとおり所有権移転に係るあっせんの申出があった農用地について、利用調整の結果、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定に基づき、京極町長に対する買入協議の要請について可否を求める。令和3年8月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。申出年月日。令和3年7月19日。申請者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、山林。現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。

本案件につきましては、先程報告しました斡旋委員会での利用調整に伴うものとなります。あっせん申出があった農用地の現耕作者が購入を希望されましたが、他の農地購入案件等が重複し当年内の借入額が多額となることから、農地売買等支援事業である農地保有合理化事業を利用したの売買を行うこととしたものです。参考として、本事業は農業公社買入後、賃貸期間を特例10年間として契約ののち、令和13年に売払を受けることとなります。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

藤波委員 公社から〇〇さんへの代金の支払いはいつくらいになるのか。

事務局長 まだ正式な事業採択を受けておりませんので見込みとなりますが、このまま順調に事務手続等が進んだとしますと、10月29日の支払いとなる予定で、支払期限を11月12日に設定する流れとなります。

議 長 他にご発言ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第5、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】**

議案書4ページをご覧ください。日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご審議願います。

下記のとおり農地等を農地等以外の目的に供するため農地法第5条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和3年8月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。申請者。貸主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主、京極町字〇〇、有限会社〇〇。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇の内。地目。公簿、現況ともに畑。地籍、〇〇㎡。転用の目的は、畜舎建築のためとなります。

次に5条転用許可の内容について、議案書5ページからの審査表を基にご説明します。

今回の申請地は、貸主が所有している字〇〇の農地の一部となります。この度、貸主が役員となっている農地所有適格法人が新たな事業展開として羊の飼育を行うにあたり、畜舎及び関連用地として使用するため転用の申請がされたものです。

はじめに当該地の農地区分についてですが、こちらは京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされている農用地区域内農地となります。次にこの申請地の選定理由の適否につきまして、①飼育作業にあたることが多いと考えられる貸主の住宅に最も近い農地内であり、周囲に現在耕作中の農地があることから飼育作業の効率化が図られるものと考えられること、②取付道路に面する周囲に人家のない農地端の一部分で、必要最低限の面積であることから立地条件に問題は無いと認められること、以上の観点から当該地を選定した理由は妥当であると判断しております。また、この事業計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれが無いと判断できることも考慮し、農地転用の許可相当であると考えます。

なお、補足として、本案件は30アール以下の農業用施設用地への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取は不要となります事を申し添えます。

議案第2号につきましては、以上となります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、1番を熊谷委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

熊谷委員 **【報告書朗読及び説明】**

番号1番について、8月19日に現地調査しました。農用地区域内の農地になりますが、事務局の説明したように転用の許可要件を満たしていると判断できますので、許可することに問題はないと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは以上をもちまして、第12回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後2時5分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 9月22日（水）午後 1時30分